

## 【墨田区】こども誰でも通園制度に関するQ&A 【利用者向け】（R8.2.9時点）

●現時点での情報で作成しているため、今後の国・都・区の方針等により変更となる場合がありますので、ご了承ください。

No	大分類	小分類	質問	回答
1	制度概要	制度	「こども誰でも通園制度」とは何ですか。「乳児等通園支援事業」と同じものですか。	保育所等に通っていない0歳6ヶ月児から満3歳未満まで（3歳の誕生日の前々日まで）を対象とし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、国が児童福祉法及び子ども・子育て支援法で定めている「乳児等通園支援事業（正式名称）」を指します。
2	制度概要	目的	本制度の目的は何ですか。	国としては「全ての子どもの育ちを支援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化すること」を掲げています。
3	制度概要	対象施設	どんな施設で実施されますか。	保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、企業主導型保育施設、認可外保育施設、児童発達支援センター等のうち、実施を希望し、区の認可を受けた施設が対象となります。
4	制度概要	対象者	どんな人が対象になりますか。	「保育所等に通っていない0歳6ヶ月児から2歳児（満3歳の誕生日の前々日まで）の墨田区民」の中で、利用を希望し、区の認定を受けた方が対象となります。
5	制度概要	対象者	「保育所等に通っていない」とはどういう意味ですか。	認可保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業（小規模保育事業所、家庭的保育者、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業）及び企業主導型保育事業所に通っていない児童が対象となります。企業主導型保育事業所以外の認可外保育施設に通っている児童は対象となります。また、一時預かりやベビーシッター、幼稚園のフレ保育を利用している児童も対象となります。
6	制度概要	対象者	「認証保育所」に通っている場合も対象となりますか。	認可外保育施設となるので対象となります。
7	制度概要	対象者	墨田区内の実施施設について、墨田区民以外の利用も可能ですか。	国の制度としては墨田区民以外の利用も可能ですが、定期利用枠で、利用希望者が利用募集数よりも多い場合において、区の方針としては区民を優先する見込みです。柔軟利用枠では、各施設の判断となります。
8	制度概要	利用者負担	墨田区民が墨田区内の施設を利用する場合、「児童一人あたり月10時間までの利用」について、利用者は費用がかかりませんか。	児童一人あたり月10時間までの利用者負担額（給食費・おやつ代、預かりに直接必要な保育材料費、光熱水費及びこれらにかかる消費税相当分を含む）は無償です。「こども誰でも通園制度総合支援システム」では利用料金が表示されますが、利用者から施設への支払いは不要です。利用者が施設に支払う必要があるのは、延長料金等、事前面談の際に説明を受ける「重要事項説明書」に記載のあるものとなります。
9	制度概要	利用者負担	墨田区民が墨田区内の施設を利用する場合、給食費、おやつ代、教材費等の実費を支払う必要がありますか。	児童一人あたり月10時間までの利用者負担額（給食費・おやつ代、預かりに直接必要な保育材料費、光熱水費及びこれらにかかる消費税相当分を含む）は無償です。利用者が施設に支払う必要があるのは、延長料金等、事前面談の際に説明を受ける「重要事項説明書」に記載のあるものとなります。
10	制度概要	利用者負担	墨田区民で、墨田区外の施設を利用した場合、費用はかかりますか。	基本的には、児童一人あたり月10時間までの利用者負担額（1時間あたり300円まで）は無償（区から後に施設に支払い）の想定となります。施設によっては、利用者負担額が1時間あたり300円より高い場合は差額の料金が発生する場合や、一度全額を施設にお支払いいただき、後に区から利用者に1時間あたり300円を上限に返金する可能性もあります。利用予定の施設に事前にご確認をお願いします。
11	制度概要	利用者負担	墨田区民以外で、墨田区内の施設を利用した場合、費用はかかりますか。	児童一人あたり月10時間までの利用者負担額（給食費・おやつ代、預かりに直接必要な保育材料費、光熱水費及びこれらにかかる消費税相当分を含む）は無償の想定です。利用者が施設に支払う必要があるのは、延長料金等、事前面談の際に説明を受ける「重要事項説明書」に記載のあるものとなります。
12	制度概要	対象者	「2歳児」については、年度の途中で3歳になると利用ができなくなるということですか。	お見込みのとおりです。3歳になると幼稚園等の「満3歳児」として第1の給付（子どものための教育・保育給付）を受けることが可能になるためです。
13	制度概要	自治体	どこの自治体で実施していますか。	令和7年度は各自治体の判断において実施していますが、令和8年度からは給付制度として全自治体での実施となります。墨田区としても令和8年4月の事業開始に向けて準備を進めています。
14	制度概要	実施類型	実施類型にはどんなものがありますか。	大きくは「一般型」と「余裕活用型」に分けられます。「一般型」は、通常の利用定員とは別に定員を設定し、専用室もしくは在園児と同室での受入れを行います。「余裕活用型」は通常の利用定員の空きを活用し、在園児と同室での受入れを行います。
15	制度概要	実施類型	「余裕活用型」と「一般型（在園児同室）」はどう違うのですか。	どちらも施設の在園児と同じ部屋での受入れが基本となりますが、「余裕活用型」は「入所定員内で空きを活用するため、通常入所により空きが埋まった後は、誰でも通園の枠はなくなります。一方、「一般型（在園児同室）」は「入所定員外」で認可基準（面積基準・職員配置基準）を満たした場合の受け入れとなります。

## 【墨田区】こども誰でも通園制度に関するQ&A 【利用者向け】（R8.2.9時点）

●現時点での情報で作成しているため、今後の国・都・区の方針等により変更となる場合がありますので、ご了承ください。

No	大分類	小分類	質問	回答
16	制度概要	利用方法	利用方法にはどんなものがありますか。	「定期利用」と「柔軟利用（スポット利用）」があります。「定期利用」は「毎週〇曜日」などの定期的な利用とし、「柔軟利用」はそれ以外の利用を指します。施設ごとに「定期利用のみ」「柔軟利用のみ」「定期利用と柔軟利用」を選択しています。
17	制度概要	実施日	各施設の開所日・開所時間帯はどこでわかりますか。	毎月1～8日の定期利用枠の利用者募集時に一覧に掲載するほか、アカウント発行後は「総合支援システム」上からも確認することができます。
18	一時預かり	違い	「一時預かり事業」との違いは何ですか。	類似事業である「一時預かり事業」との主な違いは、以下のとおりです。 主な目的：一時預かりと比較した場合、誰でも通園ではより「子どもの育ち」に重きを置いています。 対象者：施設にもありますが、一時預かりは0歳児から就学前を対象としており、誰でも通園は0歳6ヶ月から満3歳未満を対象としています。 利用可能時間：一時預かりは各施設の設定によりますが、誰でも通園は「児童一人あたり月10時間まで」となります。 利用者負担額：一時預かりは基本的に有料ですが、誰でも通園は無償となります。
19	一時預かり	対象者	対象者は「誰でも通園」も「一時預かり事業」もどちらも利用できますか。	誰でも通園は「児童一人あたり月10時間まで」となりますので、対象者は「一時預かり事業」も利用することができます。
20	利用者	認定申請	令和8年4月から利用したい場合、いつから「認定申請」が可能ですか。	令和8年2月9日から区ホームページにて受付を開始します。認定された場合、3月1日以降、順次「こども誰でも通園制度総合支援システム」のログイン方法を記載したメールを送付しますので、登録をお願いします。
21	利用者	認定申請	まだ「0歳6ヶ月」になっていませんが、認定申請は可能ですか。	可能です。ただし、実際に利用できるのは「0歳6ヶ月」になってからとなります（施設によって受け入れ可能月齢等は異なります）。
22	利用者	認定申請	令和8年4月から「認可保育施設」「企業主導型保育施設」に通うことが決まっていますが、誰でも通園の「認定」は受けられますか。	「認可保育施設」「企業主導型保育施設」に通うことが決まっている方は、対象外となります。
23	利用者	認定申請	「認可保育施設」や「企業主導型保育施設」に申込みをしていますが、まだ内定が出ていない場合は、誰でも通園の認定は受けられますか。	可能です。誰でも通園の「認定申請」をした後に「認可保育施設」や「企業主導型保育施設」に内定しましたら、区ホームページから誰でも通園の「認定取下げ・取消し申請」の手続きをお願いします。
24	利用者	認定申請	令和8年4月から「認証保育所」に通うことが決まっていますが、誰でも通園の「認定」は受けられますか。	「認証保育所」は「認可外保育施設」に含まれるため、可能です。「企業主導型保育施設」以外の「認可外保育施設」に通う場合は、誰でも通園の「認定」を受けることができます。
25	利用者	認定申請	誰でも通園の「認定申請」をしましたが、区外に転出することが決まった場合はどうしたらいいですか。	区ホームページから誰でも通園の「認定取下げ・取消し申請」をお願いします。
26	利用者	認定申請	誰でも通園の「認定申請」をしましたが、区内で転居することになった場合はどうしたらいいですか。	区ホームページから誰でも通園の「変更申請」をお願いします。
27	利用者	認定申請	誰でも通園の「認定申請」をしていますが、「認可保育施設」や「企業主導型保育施設」に内定したので、「誰でも通園」の認定申請の取下げしたい場合はどうしたらいいですか。	区ホームページから「取下げ・取消し申請」をお願いします。
28	利用者	認定申請	認定申請をした後、追加書類を提出したい場合はどうすればいいですか。（申請児童についての配慮が必要な内容に関する書類、税資料等）	区ホームページから「追加書類提出用」フォームを活用するか、郵送・持参等でご提出をお願いします。
29	実施施設	施設一覧	「実施予定施設一覧」には「開所日・開所時間帯・募集人数」等の記載がありませんが・・・。	4月開始分については3月1日から8日の間の「定期利用枠」の募集時に掲載予定です（5月以降開始分も前月1～8日の募集時に掲載予定です）。「柔軟利用枠」については「総合支援システム」から確認できます。
30	実施施設	施設一覧	「実施予定施設一覧」に記載の施設については今後も増えていますか。	今回は4月開始分の実施予定施設一覧を掲載しています。5月以降開始分の施設については、随時、更新していく予定です。
31	実施施設	施設一覧	墨田区内の実施施設について、日曜日や祝日、年末年始は開所していますか。	開所日は各施設で設定していますが、日曜日・祝日・年末年始は開所していない施設が多いです。

## 【墨田区】こども誰でも通園制度に関するQ&A 【利用者向け】（R8.2.9時点）

●現時点での情報で作成しているため、今後の国・都・区の方針等により変更となる場合がありますので、ご了承ください。

No	大分類	小分類	質問	回答
32	利用者	利用方法	墨田区における「定期利用枠」と「柔軟利用枠」の大きな違いは何ですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「定期利用枠」は毎週火曜日などの定期的な利用で、開始する前月の1～8日の間に区ホームページから申込みます（1施設のみ可能）。利用希望者が募集数よりも多い場合は施設で抽選等を行い、利用者を決定します。内定しなかった方はキャンセル待ちとなります。原則区民が優先となります。</li> <li>「柔軟利用枠」はスポット的な利用で、「こども誰でも通園制度総合支援システム」を利用して初回面接予約や利用予約を行います。施設によって区民優先の場合があります。</li> </ul>
33	利用者	利用申請	「定期利用枠」は1施設しか申込みできませんか。	お見込みのとおりです。利用希望者が募集人数よりも多く、内定せずにキャンセル待ちとなった場合も、1施設のみキャンセル待ちができます。キャンセル待ちの希望施設を変更したい場合は、変更希望月の前月の1～8日の利用者募集の際に区ホームページから変更申請が可能です。
34	利用者	利用申請	令和8年4月開始分の「定期利用枠」の募集はいつからいつまでですか。	令和8年3月1日から8日の間に区ホームページからお申込みをお願いします。「認定申請」を先にしていただく必要があります。
35	利用者	利用申請	誰でも通園の「認定申請」をしたら、まだ総合支援システムのアカウントが発行されていない（認定証が交付されていない）、3/1～8の「4月開始分の定期利用枠の利用申請」ができますか。	可能です。令和8年2月9日から認定申請を受付開始し、3月1日以降、順次、認定された方から、「総合支援システムのアカウント」を発行します。（認定証はマイページで確認できます。）「4月開始分の定期利用枠の募集」は3/1～8の間にありますので、まだアカウントが発行されていない（認定証が交付されていない）段階でも、利用申請は可能です。 ※「柔軟利用枠」についてはアカウントが発行された後に事前面談や予約が可能になります。
36	利用者	利用申請	令和8年5月以降開始分の「定期利用枠」の募集はいつからいつまでですか。	前月の1～8日の間に区ホームページからお申込みをお願いします。 (例) 5月開始分の募集は4月1日から8日 定期利用枠のキャンセル待ちとなっている方で、翌月からの利用希望施設を変更したい場合も同じ期間にお申込みが必要です。
37	利用者	利用申請	まだ「0歳6ヶ月」になっていませんが、定期利用枠の利用申請は可能ですか。	可能です。ただし、実際に利用できるのは「0歳6ヶ月」になってからとなるため、施設のキャンセル待ちリストに掲載され、空きがあった場合のご案内となります。
38	利用者	利用申請	定期利用枠の募集人数について、「現在、空き枠なし」の施設に申込みはできますか。	可能です。施設のキャンセル待ちリストに掲載され、空きがあった場合のご案内となります（施設から内定しなかった旨の連絡はありません）。
39	利用者	利用申請	定期利用枠で申込み、内定した場合は、施設から連絡が来ますか。	施設から連絡（電話・メール等）がありますので、事前面談等の日程調整を行ってください。
40	利用者	利用申請	定期利用枠で申込み、内定しなかった場合は、施設から連絡が来ますか。	利用希望者が募集人数よりも多く、内定しなかった場合、施設からその旨の連絡（電話・メール等）があります。その後、施設のキャンセル待ちリストに掲載され、空きがあった場合のご案内となります。ただし、元々募集人数が「0人」の施設に申込みをした場合は、基本的に施設からの連絡はありません。
41	利用者	利用申請	定期利用枠のキャンセル待ちの施設を変更したい場合はどうすればいいですか。	キャンセル待ちの希望施設を変更したい場合は、変更希望月の前月の1～8日の利用者募集の際に区ホームページから変更申請が可能です。 (例) 5月から変更したい場合は、4月1日から8日の間に変更申請
42	利用者	総合支援システム	「総合支援システム」とは何ですか。	国が作成している「こども誰でも通園制度」専用のシステムとなります。「区」「事業者」「利用者」がそれぞれアクセス可能で、利用者が利用可能な主な機能は以下のとおりです。 (利用者⇒区) 認定証の発行 (利用者⇒事業者) 事前面談及び利用の予約（代理入力も可能）、アレルギー情報等の入力・参照、利用時の打刻等
43	利用者	総合支援システム	「総合支援システム」の使い方がわからない場合は、どうしたらいいですか。	「総合支援システム」にログインしていただき、ヘルプデスクにご連絡をお願いします。
44	利用者	事前面談	初めて利用する施設では、必ず事前面談を行う必要があります。	お見込みのとおりです。同一施設で「一時預かり事業」を利用している場合で、既に「一時預かり」の事前面談を済ませている場合でも、「誰でも通園」の事前面談は省略できず、誰でも通園の「重要事項説明書」の説明を受け、同意する必要があります。
45	利用者	事前面談	柔軟利用の場合、何日前までに事前面談の予約をすればいいですか。	施設によって異なりますので、「総合支援システム」の各施設のページをご確認ください。なるべく日程に余裕を持っての予約をお勧めします。
46	利用者	親子通園	親子通園も可能ですか。	実施施設によって異なります。親子通園が可能な場合でも、子どもの育ちを支援する観点から、最初の数回程度に限られます。
-	その他	その他	本制度に関して意見や疑問点がある場合はどうしたらいいですか。	墨田区子ども施設課保育給付担当の誰でも通園担当者（03-5608-1253）までお問い合わせください。